

福岡地方裁判所委員会（第32回）議事概要

1 開催日時

平成24年11月28日（水）午後3時30分から午後5時30分まで

2 場所

福岡地方裁判所小会議室

3 出席者

（委員）

瓦林達比古副委員長，青峰万里子委員，川口宰護委員，佐藤洋志委員，野田部哲也委員，林優委員（委員は五十音順）

（福岡地方裁判所）

豊岡実事務局長，森中信三民事首席書記官，熊谷敏之刑事首席書記官

（庶務：福岡地方裁判所事務局総務課）

古賀元成総務課長，早尻洋子総務課補佐

4 議事（□：委員長，△：副委員長，○：学識経験者委員，◎：法曹委員，◇：裁判所）

(1) 委員長の選任及び委員長代理の指名等

委員長には川口委員が互選され，委員長代理及び副委員長については，いずれも瓦林委員が選任された。

(2) 一般利用者の安全確保と情報提供シミュレーションについて

（事務局長説明）

福岡地方裁判所では，毎年，防災計画に基づき，火災発生時の避難訓練等を実施していますが，昨年3月に発生した東日本大震災以降は，特に地震防災対策の強化を図っているところです。

福岡地方裁判所の防災計画等の現状については，昨年12月に実施した地方裁判所委員会において説明させていただいたところですが，当庁の「防火防災・消防計画」及び「業務継続計画（BCP）」は，まだ十分とは言えない状況です。

現在、庁全体で、各計画の見直し・更新作業等を行っているところですが、裁判所における検討は、どうしても裁判所職員の視点が強くなる傾向があります。裁判所の計画が、裁判所を利用する立場、「一般利用者」の視点からも相当な計画となっているのかについて検証する必要がありますが、客観的な第三者の視点に立つには限界もあるのが実情です。裁判所の利用者の安全確保をいかに図るべきか、また、一般利用者にどのような情報を、どのタイミングで提供すべきかといった点の検証及び検討が、喫緊の課題の一つとなっています。

そこで、本日は、現在の裁判所の計画について、御意見等をいただくことにしました。具体的には、委員の皆様には、民事通常事件の審理中に大規模地震が発生した場合のシミュレーション（職員による実演）を御覧いただき、現在の裁判所の計画に問題や改善を要する点がないか、裁判所の一般利用者の視点に立った意見等を出していただいて、その意見等を当庁の防災計画に反映させていきたいと考えています。

委員の皆様からの率直な御意見等をお願いしたいと思います。

（シミュレーションの内容について）

本館3階305号法廷にて開廷中に地震（福岡県西方沖マグニチュード7.0）が発生後、本館地下食堂から出火したと想定し、305号法廷内の一般利用者に災害状況の情報提供を行い、避難誘導担当者（裁判所職員）の誘導により、本館西側階段を使用し、一時避難場所（新館庁舎南側駐車場）へ誘導した。

なお、一時避難場所（新館庁舎南側駐車場）への避難後、新たに入手した情報の提供を避難者に行い、帰宅困難者の受け入れ場所として別館3階の第2小会議室を開放し、防災備蓄品（発電機、防災ラジオ、簡易トイレ、非常食等）の展示を行い、操作等を説明した。

シミュレーション実演中、委員には、当日配布した「一般利用者の安全確保と情報提供シミュレーション（概要）」を参考にしてもらった。

（シミュレーション後の意見交換）

ア 地震の揺れが収まり、被害状況の確認を行うまで

- △ 現実問題として、地震後、第一に建物の安全性を確認することが重要だと思う。本日の例であれば、建物被害が激しくないという想定だったが、とっさに法廷外に避難する者がいると思うので、裁判所側が被害状況の確認をするまで「法廷外には出ずに、ここにいてください。ここが安全です。」ということを強調して説明すべきだと感じた。
- 法廷内で、裁判官が、傍聴人等に対し、法廷外に出た場合の危険性を分かるように説明して、動かないよう指示し、法廷内にいることが安全であるということを理解してもらうことが大切だと思う。
- ◎ 法廷内で裁判官や書記官が指示する際には、大きく発声しなければ、傍聴人等の一般利用者に指示が行き届かないので、大きい声を出すように意識すべきである。
- 書記官がヘルメットを配布した後に、廊下側出入口側の内ドアと外ドアを開けたが、経路の確保のため、ヘルメット配布前の早い段階でドアを開けるべきではないか。
- ◎ 今回、書記官は廊下側出入口側2ヶ所のドアを開けたが、経路の確保のため、これらのドアのみでなく、裁判官の出入口側ドアと被留置者の出入口側ドアも開けるべきではないか。また、時間もないので、裁判所職員が自らドアを開けるのではなく、近くの人が近くのドアを開けるようにと指示してもよいのではないか。
- 本シミュレーションでは、外部からの情報収集は自衛消防隊の情報担当から内線電話で行ったが、実際に地震が起こった場合、どのくらいのクラスの地震であれば、内線電話の使用が可能かの検討と、内線電話を使用しないで情報収集する方法の検討が必要だと思う。
- ◇ 法廷内は、構造上、外部の音を遮断してしまうので、館内のマイク放送での情報提供は難しい状況にあります。さらに、ドアを開けたからといって、

外部の音が全て入ってくる構造ではないので、仮に法廷内の内線電話が外部と通じない状況であれば、情報伝達役の自衛消防隊の情報班が情報入手の都度、法廷に情報を伝えに来ることになります。

- 職員は、予め、救命係といったような係分担を決めているのか。
- ◇ 自衛消防隊など、各フロアに役割の決まった職員がいます。情報担当、施設管理担当、初期消火担当、避難誘導・救護担当などがおり、災害時に直ちに担当の係につくようにしています。
- 現在、ヘルメットは、職員に配布しているのか。
- ◇ 職員に配布しています。
- 発災時に、本部はどこに立ち上げられるのか。
- 現在、裁判所が想定している本部の設置場所は、地裁は別館4階、高裁は本館6階です。本部の本部長は高裁長官、副本部長は地裁所長です。
- これまで、関係機関との連携訓練は行っているのか。
- ◇ 行政機関との連携訓練は行っていないですが、管内支部との連携訓練を行っています。
- これまで、防災訓練は、年に何回、どのようなものを行っているのか。
- ◇ 初期消火や防火・防災訓練等は、毎年、消防署職員立ち会いのもとで行っています。なお、防火・防災訓練時にAEDの設置場所も職員に再周知しており、AEDの取扱訓練も行っています。
- △ 裁判所は、AEDがどこにあるか表示が分かりにくいいため、緊急時に備えて、一般来庁者にAEDが本館1階と新館2階にあることを、分かり易いよう館内に表示した方が良いと思う。

イ 審理を中断し、一時避難場所に避難するまで

- 今回の地震は建物被害が激しくないという想定だったので、被害情報の把握を待った後に裁判官が審理を中断したが、揺れが始まり法廷外へとっさに避難しようとする者がいる場合、被害情報の把握まで審理の中断を待つ

必要はないのではないかと思った。

- 自家発電について、発動までにどれくらい時間がかかるのか。
- ◇ 自家発電機は発動までに約1分間かかります。満タンの燃料で約3時間も持ちます。また、別に、地下にポータブル発電機も常備しています。
- △ 地下食堂から火災が起きたが、煙を吸い込まないように、法廷内にマスクの常備が必要ではないか。
- 発災時の避難経路について、基本形のような経路は決まっているのか。
- ◇ 基本形のようなものは決まっています。本部からの経路の指示で誘導することになっています。
- ◎ 避難経路について、「こういった発災の場合は、この経路で避難する。」といったある程度の基本形がないと、いっせいに庁舎外に逃げようとする利用者に対して、裁判所職員が指示できないのではないか。本部の指示を待って、利用者に指示するという方法のみでは、時間がかかってしまうと思うので、今後検討の余地があるのではないかと感じた。
- 今回のような訓練はどの裁判官も実際に行っているのか。また、法廷内の役割分担については、裁判官が指示すると決まっているのか。
- ◇ 現在まで、机上訓練等を行っています。法廷内における事件の進行等は、裁判官の権限であることから、指示にあたるのは基本的に裁判官になります。
- 南側駐車場まで避難した後に、本来の避難場所の赤坂小学校まで案内することまで想定しているのか。
- ◇ この辺りの地域防災計画に定める避難場所は、赤坂小学校となっていることから、赤坂小学校まで案内をすることを想定しています。
- △ 地震後、裁判所の建物が地域の人達の避難場所になりうる場合もあると思うが、裁判所の方針はどうか。
- ◇ 防災計画は裁判所に来ている利用者を対象にしていますが、地域住民が避

難して来た場合も受け入れることになると思います。

ウ 一時避難場所での一般利用者への情報提供について

- 利用者が帰宅するための情報や被害状況の情報が必要だと思うので、迅速に情報を提供して欲しい。
- ◎ 衛星携帯電話は、整備されているのか。
- ◇ 衛星携帯電話は、近々に整備するよう検討しているところです。
- 今回のシミュレーションでは、自衛消防隊の情報担当者が情報を伝えに来たが、その情報源は何か。
- ◇ テレビやラジオのニュースです。なお、市町村からの情報は、中央区役所から本部がもらうよう調整しています。
- ◎ 身柄拘束中の者の避難は、どのようにするのか。
- ◇ 過去に拘置所とシミュレーションを行っており、現在検討しているところです。

エ 防災備蓄品について

- 発電機の燃料のガソリンの取り扱いについて、日常で危険なことはないか。
- ◇ ガソリンは、携帯のガソリン缶に保管しており、日常で危険なことはありません。
- 備蓄品を一カ所に保管している場合、発災後、保管場所が被害を受けると損害が甚大なため、備蓄品は分散して保管する方が良いと思います。備蓄品の保管方法は、今後の検討課題としたいと思います。
- 帰宅困難者の部屋は、どの階のどの部屋に設置するとあらかじめ決めているのか。
- ◇ 防災計画上は特に決まっていません。

(3) 次回委員会（第33回）の予定

ア 日時

平成25年3月25日（月）午後1時30分から午後3時30分まで

イ テーマ

未定（後日決定する。）